

## 平成25年度 事業活動方針

(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

全国都道府県において暴力団排除条例が制定され、各自治体においては、公共工事、生活保護等からの暴力団排除、また、各事業所や地域においてもかつてない程の暴力団排除機運が高まり暴力団等反社会的勢力の弱体化が期待されていますが、暴力団等は巧にその姿を変えながら社会に溶け込み、活発な資金源活動により組織の延命を図っています。公益財団法人京都府暴力追放運動推進センターは、府民、事業所の皆さんと協力して、暴力団等反社会的勢力の社会からの排除、弱体化に取り組んできました。また、昨年、暴対法の一部が改正され、暴追センターに暴力団事務所使用差止請求制度が創設されこれまで以上に暴追センターの果たす役割が重要になってきました。しかし、府民のみなさまが期待している安全で住みよい社会の実現に向け地道な活動を行っていますが、未だ至っておりません。暴力団等反社会的勢力は、条例施行後も関連事業所の社名等を変え、役員を変更するなど組織を隠蔽して生き残りをかけながらも、本来の暴力性は失わず、国民の恐怖となっています。このような、現状を厳しく受け止め関係機関、団体等の連携強化を図り、不当要求防止責任者講習、暴力相談等の充実に努め事業活動である広報、支援活動等各機能を十分に発揮し、府民の皆様からの信頼が高まる公益財団法人京都府暴力追放運動推進センターになるよう平成25年度の事業活動を進めていきます。

## 【 事業計画 】

事業名	実施項目	事業内容
1 広報啓発活動	(1) 効果的な広報啓発活動の推進	<p>機関誌（会報）をはじめ、暴排条例関係小冊子、パンフレット、チラシ等の広報啓発資料を配布し、暴力団排除意識の高揚を図るとともに電照広告、インターネットHP等の活用のほか、行政機関等の発行する機関紙等への掲載依頼し、広報啓発活動を推進する。</p>
	(2) 府民大会等の開催	<p>「みんなの力で暴力・違法銃器追放京都府民大会」を京都府・警察本部と合同で開催し、「暴力追放功労者及び団体」の表彰を実施し府民の「安全で安心なまちづくり」の暴力団排除意識の高揚を図る。</p>
	(3) 地域大会、総会等への積極的参加	<p>地域・職域団体等の開催する暴力追放大会及び総会等へ参加し、各種資料等の提供を行い暴排組織のすそ野を広げる。</p>
2 組織支援活動	(1) 地域・職域暴力追放活動への支援	<p>地域・職域暴力団追放団体と連携を強化するとともに、その組織活動を積極的に支援、助成して地域住民と一体となった暴力団排除活動の推進を図る。</p> <p>地域暴力団追放大会等の際し、暴力団排除グッズ等の貸し出し及び配布を行い、暴力団排除気運の醸成を図る。</p>
	(2) 企業等に対する暴力団排除活動の支援	<p>企業や行政に対して不当要求防止責任者講習等の機会を活用して暴力団情報を積極的に提供し、暴力団の資質、実態等の周知を図り、反社会的勢力と一切の関係遮断等暴力団排除活動の推進を図る。</p>

3 相談活動	(1) 積極的な相談活動	暴力相談委員に「弁護士、少年指導委員、保護士、警察OB20名」を委嘱し、面接・電話等により府民からの暴力相談を受理して、被害の未然防止及び救済を図る。
	(2) 弁護士・警察との連携強化	京都弁護士会（暴力追放相談委員）、組織犯罪対策第二課との機会を通じて専門的・効果的な相談活動を行い、被害の未然防止及び救済を図る。
	(3) 専門委員による検討委員会の設置	暴対法の改正により、暴力団事務所の使用により付近住民等の生活の平穏又は業務の平穏が違法に害されている相談を受理した時は、検討委員会を招集することになり、相談活動の業務が拡大された。
	(4) 資質の向上と人的基盤の強化	相談業務の増加と相談内容の多様化・複雑化とともに、暴対法の改正による業務の拡大に伴いセンター職員の1名増員による体制の強化し、資質の向上を図るため、福岡・愛知県暴追センターへの研修を実施する。
4 少年対策事業	少年に対する暴力団の影響を排除するための活動	少年サポートセンターと連携して少年指導委員の研修を実施するとともに同委員との連絡を図り、被害対象少年及び保護者対策を効果的に行い暴力団の影響排除を図る。
5 受託事業	(1) 責任者講習の実施	公安委員会からの委託を受けて、暴対法第14条第2項に定める事業所並びに国・地方公共団体等の行政機関が指名した不当要求防止責任者に対する暴力団等反社会的勢力への対応要領の講習を行い、反社会的勢力からの遮断を図る。
	(2) 講習内容の充実	不当要求防止の教本等・映像利用した暴排ビ

		<p>デオなどを取り込んで講習を行い、受講者が興味を持ち理解しやすい疑似体験型講習（ロールプレイング）や事例を交えた講義を行い、真に効果の挙がる講習を図る。</p>
6 救済事業	<p>(1) 被害者・協力者等に対する支援</p>	<p>被害申告・事件情報の通報など勇気をもって暴力団排除活動に貢献した人をたたえるため、表彰等を積極的に行い暴力団排除意識の向上を図る。</p>
	<p>(2) 訴訟費用の貸付け</p>	<p>警察・弁護士と連携を図り、暴力団事務所の撤去、暴力団組長に対する損害賠償請求等に際し積極的、効果的な訴訟費用の貸出しを行う。</p>
	<p>(3) 京都府犯罪被害者支援センターとの連携支援</p>	<p>犯罪被害者支援センターとの連携を図り、被害者の救済支援を行うとともに経済的支援を行う。</p>
	<p>(4) 離脱者支援活動の充実</p>	<p>警察、保護司、京都刑務所等と連携して、暴力団離脱希望者に対する指導、脱退・就労支援及び保護活動を推進する。</p>
7 研修事業	<p>(1) 全国民事介入暴力大会・研修会への参加</p>	<p>弁護士会主催による「全国民事介入暴力対策全国大会」「民事介入暴力研究会」等に積極的に参加し、暴力団訴訟対策等の研修を図る。</p>
	<p>(2) 賛助会員対象の研修会の開催</p>	<p>京都弁護士会民事介入暴力対策委員会、警察本部組織犯罪対策統括室と共同で賛助会員に対する研修会を開催する。</p>
8 調査研究活動	<p>(1) 暴力団情報の収集等</p>	<p>地域及び職域団体等の大会、総会等の活動及び相談事業を通じて、暴力団に関する各種情報の収集、暴力団排除活動等に関する意見・要望等くみ上げ各種事業への反映を図る</p>

	<p>(2) 全国センター及び近畿センター等との連携した事業の推進</p>	<p>全国センター及び近畿センター主催の研修会等に積極的に参加し、事業活動に反映させる。</p> <p>全国センター等の会報等に紹介されている効果的活動については、積極的に視察、資料の取り寄せなどして当センター事業に反映させる。</p>
<p>9 その他</p>	<p>相談室等の整備</p>	<p>相談業務の増加、内容の複雑化、長期化に伴い、相談者の保護、並びに保秘の徹底等を図るため相談室の整備に努める。</p>